

岐阜県公報

第二千七百九十五号
平成二十八年十一月一日
(火曜日)

目次

教育委員会規則

岐阜県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則を廃止する規則

(教職員課) 六九五ハ

岐阜県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則を廃止する規則

(同) 六九五

告示

道路の区域変更

(道路維持課) 六九六

道路の供用開始

(同) 六九六

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 六九七

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 六九七

土地改良区役員の就任

(西濃農林事務所) 六九八

土地改良区役員の退任

(揖斐農林事務所) 六九八

土地改良区役員の退任及び就任

(中濃農林事務所) 六九八

教育委員会規則

岐阜県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十八年十一月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会規則第十五号

岐阜県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則を廃止する規則

岐阜県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則(昭和三十三年岐阜県教育委員会規則第十一号)は、廃止する。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日前に行われた勤務成績の評価に係る勤務評価書及び当該評価の結果については、この規則による廃止前の岐阜県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則第六条から第八条までの規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、第六条中「当該評価書作成後あらたに勤務評価書が作成されるまでの期間とする」とあるのは「教育長が別に定める」と、第七条第二項中「当該評価書作成後あらたに勤務評価書が作成されるまでの期間及びその期間の経過後二年とする」とあるのは「教育長が別に定める」とする。

岐阜県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

用を開始するので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十八年十一月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の告示年月日ほか)
和良線	良佐線	郡上市和良町土京字下ヶ洞二〇八番一地从先から 同市同町同字同二二七番三地从先まで	二四五・〇	平成二六・二・一	平成二六・三・二

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十八年十月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ウーマンプロジェクト東海
- 三 代表者の氏名 毛利 理恵
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市鍵屋西町二丁目五七番地二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、子育て中の女性や、スキルを身に着け起

業したいと願う女性に対し、子育てセミナーの開催や、資格取得支援事業を行い、子育てに役立つ知識や起業に必要な知識を提供することで、子育てや生活の在り方がより豊かになる女性が増え、その家族をはじめとする周囲の幸福度を向上させ、より豊かな社会を実現することに寄与することを目的とする。

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称 飛騨市
- 二 調査を行った地域 岐阜県飛騨市古川町黒内の一部(黒内)(一)
- 三 調査を行った期間 平成二十四年度から平成二十七年度まで
- 四 地図及び簿冊の名称 岐阜県飛騨市(古川町黒内の一部)の地籍図 岐阜県飛騨市(古川町黒内の一部)の地籍簿
- 五 認証年月日 平成二十八年十一月一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
飛驒市

二 調査を行った地域
岐阜県飛驒市宮川町大無雁の一部（大無雁・落合）

三 調査を行った期間
平成十八年度から平成二十七年度まで

四 地図及び簿冊の名称
岐阜県飛驒市（宮川町大無雁の一部）の地籍図
岐阜県飛驒市（宮川町大無雁の一部）の地籍簿

五 認証年月日
平成二十八年十一月一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称
白川町森林組合

二 調査を行った地域
岐阜県加茂郡白川町大字切井の一部（切井石木）

三 調査を行った期間
平成二十五年度から平成二十八年度まで

四 地図及び簿冊の名称
岐阜県加茂郡白川町（大字切井の一部）の地籍図
岐阜県加茂郡白川町（大字切井の一部）の地籍簿

五 認証年月日
平成二十八年十一月一日

平成二十八年十一月一日

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住	所
高須輪中土地改良区	平成二六・九・三	理事	渡邊 繁夫	海津市海津町草場	四一番地
同		同	伊藤 英明	同	二二一番地

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住	所
揖斐川町土地改良区	平成二六・〇・一九	理事	宗宮 孝生	揖斐郡揖斐川町房島一三三六番地一	

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区 退任年月日 役名 氏名 住所

肥田用水 平成 理事 伊佐治 鐵夫 関市豊岡町二丁目 一番一八号

水田用水 六・一〇・二六 伊佐治 康彦 関市鑄物師屋三丁目 二番五五号

良区地改 小川 壽喜雄 関市平賀町六丁目 二四番地

同 青木 智治 関市鑄物師屋五丁目 六番一四号

同 粥川 英尚 関市肥田瀬 九〇三番地二

同 吉田 忠男 関市稲河町 二番五八号

同 兼松 正勝 関市肥田瀬 一五九八番地

同 上野 君範 同 九七八番地一

同 前島 忠史 関市弥生町一丁目 二番一〇号

同 塚原 修 関市平賀町三丁目 二二番地一号

同 板津 亨 関市肥田瀬 一六七六番地四

同 服部 一好 同 一五〇一番地

同 木内 義春 同 一二五七番地五

同 上野 恭憲 同 三三〇六番地一

同 遠藤 福夫 同 一五七九番地

同 塚原 昭二 関市平賀町六丁目 七四番地

就任した役員

土地改良区 就任年月日 役名 氏名 住所

関市肥田用水 平成 理事 塚原 照男 関市肥田瀬 一三〇五番地

水田用水 六・一〇・二七 伊佐治 康彦 関市鑄物師屋三丁目 二番五五号

良区地改 兼松 正勝 関市肥田瀬 一五九八番地

同 塚原 正和 同 九三六番地

同 上野 昌弘 同 三三九三番地

同 佐藤 恒雄 関市鑄物師屋三丁目 六番一二号

同 石原 功一 関市平賀町四丁目 二二番地

同 前島 忠史 関市弥生町一丁目 二番一〇号

同 大塚 道夫 関市鑄物師屋七丁目 一番一六号

同 塚原 修 関市肥田瀬 一六四七番地

同 塚原 明 同 九七四番地一

同 塚原 明 関市平賀町六丁目 五六番地

同 遠藤 兵庫 関市肥田瀬 一五七〇番地一

同 上野 茂久 同 四七一番地

同 山田 久吉 関市関口町四丁目 二一番地

同 大野 義弘 関市平賀町六丁目 一八番地

平成二十八年十一月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社